

# 令和3年 第7回 安芸太田町議会定例会会議録

令和3年12月16日

招集年月日	令和3年12月10日					
招集の場所	安芸太田町議会議事堂					
開閉会日 及び宣告	開会	令和3年12月10日午前10時15分			議長	中本 正廣
	閉会	令和3年12月16日午後4時39分			議長	中本 正廣
応(不応)招議員 及び出席並びに 欠席議員 凡例 ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 △公 公務欠席	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1	角田 伸一	○	7	影井 伊久美	○
	2	斉藤 マユミ	○	8	田島 清	○
	3	佐々木 道則	○	9	矢立 孝彦	○
	4	小島 俊二	○	10	津田 宏	○
	5	末田 健治	○	11	佐々木美知夫	○
	6	大江 厚子	○	12	中本 正廣	○
会議録署名議員	11番	佐々木美知夫		1番	<input type="checkbox"/> 田 伸一	
職務のため議場に出席した者の職氏名	事務局長	河野 茂		書記	小田 和子	
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	町長	橋本 博明		教育長	二見 吉康	
	副町長	小野 直敏		病院事業管理者	—	
	総務課長	長尾 航治		教育次長	園田 哲也	
	総務課主幹	三井 剛		教育課長	瀬川 善博	
	会計管理者 (会計課長)	児玉 裕子		安芸太田病院 事務長	栗栖 香織	
	加計支所長 兼加計支所住民生活課長	金 升 龍也		—	—	
	筒賀支所長 兼筒賀支所住民生活課長	片山 豊和		—	—	
	企画課長	二見 重幸		—	—	
	税務課長	沖野 貴宣		—	—	
	住民課長	上手 佳也		—	—	
	産業観光課長	菅田 裕二		—	—	
	建設課長	武田 雄二		—	—	
	健康福祉課長	伊賀 真一		—	—	
衛生対策室長	森 脇 泰		—	—		
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

## 会議に付した事件

令和3年12月16日

	諸般の報告
議案第71号	安芸太田町国民健康保険条例の一部改正について
議案第72号	安芸太田町病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
議案第73号	財産の取得について
議案第74号	安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について (安芸太田町筒賀ふれあい農園)
議案第75号	安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について (安芸太田町筒賀交流の森(木工陶芸館を除く))
議案第76号	安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について (安芸太田町杉の泊ホビーフィールド)
議案第77号	安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について (安芸太田町加計農水産物加工直売施設)
議案第78号	安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について (安芸太田町加計体育館、安芸太田町滝山川交流広場、安芸太田町わんぱく広場)
議案第79号	安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について (安芸太田町人材育成・交流センター)
議案第80号	令和3年度安芸太田町一般会計補正予算(第4号)
議案第81号	令和3年度安芸太田町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
議案第82号	令和3年度安芸太田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)
議案第83号	令和3年度安芸太田町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)
議案第84号	令和3年度安芸太田町病院事業会計補正予算(第3号)
議案第85号	令和3年度安芸太田町一般会計補正予算(第5号)
発委第3号	被爆者認定の審査基準の改定に関する意見書の提出について
	閉会中の継続審査について
	閉会中の継続調査について

## 議 事 日 程 (第 4 号)

令和 3 年 1 2 月 1 6 日

日 程	議案等番号	件 名
第 1		諸般の報告
第 2	議案第 71 号	安芸太田町国民健康保険条例の一部改正について
第 3	議案第 72 号	安芸太田町病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
第 4	議案第 73 号	財産の取得について
第 5	議案第 74 号	安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について (安芸太田町筒賀ふれあい農園)
第 6	議案第 75 号	安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について (安芸太田町筒賀交流の森 (木工陶芸館を除く))
第 7	議案第 76 号	安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について (安芸太田町杉の泊ホビーフィールド)
第 8	議案第 77 号	安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について (安芸太田町加計農水産物加工直売施設)
第 9	議案第 78 号	安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について (安芸太田町加計体育館、安芸太田町滝山川交流広場、安芸太田町わんぱく広場)
第 10	議案第 79 号	安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について (安芸太田町人材育成・交流センター)
第 11	議案第 80 号	令和 3 年度安芸太田町一般会計補正予算 (第 4 号)
第 12	議案第 81 号	令和 3 年度安芸太田町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)
第 13	議案第 82 号	令和 3 年度安芸太田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第 1 号)
第 14	議案第 83 号	令和 3 年度安芸太田町介護サービス事業特別会計補正予算 (第 1 号)
第 15	議案第 84 号	令和 3 年度安芸太田町病院事業会計補正予算 (第 3 号)
第 16	議案第 85 号	令和 3 年度安芸太田町一般会計補正予算 (第 5 号)
第 17	発委第 3 号	被爆者認定の審査基準の改定に関する意見書の提出について
第 18		閉会中の継続審査について
第 19		閉会中の継続調査について

令和3年第7回定例会  
(令和3年12月16日)  
(開会 午後3時30分)

○中本正廣議長

ただ今の出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめ、お手元に配付したとおりです。

---

日程第1. 諸般の報告

○中本正廣議長

日程第1、諸般の報告をいたします。町長からお手元に配付のとおり追加議案が送付されています。

12月14日の一般質問における斉藤マユミ議員の発言について、不適当な言葉があったように思われますので、後刻、記録を調査のうえ、措置いたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

---

日程第2 議案第71号

日程第3 議案第72号

○中本正廣議長

日程第2 議案第71号、安芸太田町国民健康保険条例の一部改正について及び日程第3 議案第72号、安芸太田町病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についての2件についてを一括議題とします。議案の説明は、先日町長より行われていますが、追加の説明があれば受けます。

はい、上手住民課長。

○上手佳也住民課長

はい。議案第71号、安芸太田町国民健康保険条例の一部改正について、ご説明申し上げます。このたびの改正でございますが、健康保険法施行令等の一部改正に伴いまして、出産に伴う産科医療補償制度及び出産育児一時金の額が見直しをされましたので、所要の改正を行うものでございます。施行日は、令和4年1月1日です。以上でございます。

○中本正廣議長

以上で説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありますか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。採決は、議案第71号及び議案第72号についてを別々に行います。

議案第71号、安芸太田町国民健康保険条例の一部改正についてを起立により採決します。議案第71号については、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって、議案第71号、安芸太田町国民健康保険条例の一部改正については、原案のとおり可決しました。

○中本正廣議長

議案第72号、安芸太田町病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてを起立により採決します。議案第72号については、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって、議案第72号、安芸太田町病院企業職員の給与の種類及び基準に関する

条例の一部改正については、原案のとおり可決しました。

---

日程第 4 議案第 73 号

○中本正廣議長

日程第 4、議案第 73 号、財産の取得についてを議題といたします。議案の説明は、先日町長より行われておりますが、追加説明があれば受けます。二見企画課長。

○二見重幸企画課長

議案第 73 号の説明をさせていただきます。議案第 73 号、財産の取得について。次のとおり財産を取得したいので、安芸太田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めます。取得の財産は、安芸太田町人材育成・交流センター厨房設備、機器一式でございます。契約の方法は、一般競争入札。取得金額は、880 万円でございます。契約の相手方は、広島市安佐南区緑井 3 丁目 2 番 7 号、ホンザキ中国株式会社広島北営業所、所長 向田清宏でございます。この財産の取得につきましては、現在建設工事中の安芸太田町人材育成・交流センターの運営に必要な厨房機器一式を購入しようとするもので、安芸太田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条に規定する予定価格 700 万円以上の動産の買い入れに該当するため、同条例に基づき、議会の議決を求めます。以上です。

○中本正廣議長

以上で説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。はい、小島議員。

○小島俊二議員

今回、一般競争入札ですが、応答された会社は何社ありました。

○中本正廣議長

二見企画課長。

○二見重幸企画課長

はい、2 社でございます。

○中本正廣議長

ほかに質疑はありませんか。大江議員。

○大江厚子議員

先ほどの質問、あー説明の中で、工期が令和 4 年 3 月 27 日とありましたが、新学期からおそらく開始になると思うんですが、この工期で間に合うんでしょうか。

○中本正廣議長

二見企画課長。

○二見重幸企画課長

できる限り早く納入して、準備をするようにということで今、打ち合わせをしたらとところでございます。今の寮生につきましては、川・森・文化・交流センターのほうで 3 月 31 日又は 30 日まではそちらでも居住をしますので、そこのところを引っ越しの打ち合わせも含めて、うまくして、生徒に迷惑がかからないようにしたいと思っています。以上です。

○中本正廣議長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第 73 号、財産の取得についてを起立により採決します。議案第 73 号については、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって、議案第 73 号、財産の取得については、原案のとおり可決しました。

日程第 5 議案第 74 号

日程第 6 議案第 75 号

日程第 7 議案第 76 号

日程第 8 議案第 77 号

日程第 9 議案第 78 号

日程第 10 議案第 79 号

○中本正廣議長

日程第 5、議案第 74 号、安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について（安芸太田町筒賀ふれあい農園）から、日程第 10 議案第 79 号、安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について（安芸太田町人材育成・交流センター）までの 6 件についてを一括議題とします。追加説明があれば受けます。

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

議案第 74 号、安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について説明をいたします。

○中本正廣議長

ちょっと待ってください。はい、OK です。

○菅田裕二産業観光課長

安芸太田町の公の施設の管理運営を次のように指定管理者に行わせることについて、議会の議決を求めます。施設の名称は、安芸太田町筒賀ふれあい農園。指定管理者、特定非営利活動法人、広島横川スポーツ・カルチャークラブ 理事長 神村登紀恵。所在地は、広島市西区横川町 3 丁目 1 番 18 号。指定期間でございますが、令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日の 5 年間でございます。この筒賀ふれあい農園でございますが、筒賀地域に所在し、農業生産活動の実践及び体験を通じ、地域住民と都市との交流機会を図り、地域の活性を図ることを目的とし、農場及びケビンなどの管理を委託するものでございます。以上で終わります。

○中本正廣議長

以上で説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありますか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。採決は、議案第 74 号から、議案第 79 号までについてを別々に行います。

議案第 74 号、安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について（安芸太田町筒賀ふれあい農園）を起立により採決します。議案第 74 号については、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって、議案第 74 号、安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について（安芸太田町筒賀ふれあい農園）は、原案のとおり可決しました。

議案第 75 号、安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について（安芸太田町筒賀交流の森（木工陶芸館を除く））を起立により採決します。議案第 75 号については、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって、議案第 75 号、安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について（安芸太田町筒賀交流の森（木工陶芸館を除く））は、原案のとおり可決しました。

議案第 76 号、安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について（安芸太田町杉の泊ホビーフィールド）を起立により採決します。議案第 76 号については、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって、議案第 76 号、安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について（安芸太田町杉の泊ホビーフィールド）は、原案のとおり可決しました。

議案第 77 号、安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について（安芸太田町加計農水産物加工直売施設）を起立により採決します。議案第 77 号については、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立総員です。したがって、議案第 77 号、安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について（安芸太田町加計農水産物加工直売施設）は、原案のとおり可決しました。

議案第 78 号、安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について（安芸太田町加計体育館、安芸太田町滝山川交流広場、安芸太田町わんぱく広場）を起立により採決します。議案第 78 号については、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立総員です。したがって、議案第 78 号、安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について（安芸太田町加計体育館、安芸太田町滝山川交流広場、安芸太田町わんぱく広場）は、原案のとおり可決しました。

議案第 79 号、安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について（安芸太田町人材育成・交流センター）を起立により採決します。議案第 79 号については、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立総員です。したがって、議案第 79 号、安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について（安芸太田町人材育成・交流センター）は、原案のとおり可決しました。

---

## 日程第 11 議案第 80 号

### ○中本正廣議長

日程第 11、議案第 80 号、令和 3 年度安芸太田町一般会計補正予算（第 4 号）を議題といたします。追加説明があれば受けます。三井総務課主幹。

### ○三井剛総務課主幹

議案第 80 号、令和 3 年度安芸太田町一般会計補正予算（第 4 号）について、ご説明申し上げます。まず、第 1 条の歳入歳出予算の補正でございます。こちらは、歳入歳出それぞれ 1 億 4815 万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ 86 億 9679 万 7 千円と定めるものでございます。続く第 2 条は、債務負担行為の補正でございます。そして第 3 条は、地方債の補正でございます。おそれいります、資料の 1 ページをご覧ください。今回の補正に対する歳入でございますが、上から分担金及び負担金で 70 万。それから国庫支出金としまして、9468 万 9 千円と追加する一方、県支出金につきましては、県負担金の減額等もございまして、42 万 8 千円の減額。また、基金繰入金を中心とした繰入金、財政調整基金でございますが、これらにつきましても 9 月補正における災害復旧費分に充当していたものについて、今回起債適用により、財源更生することとなりましたので、713 万 6 千円の減額。さらには諸収入として、雑入 52 万 5 千円ということで、そして最後、町債としてこの表にお示しする額について、歳入予算を充てさせていただきます。おそれいります、2 ページをご覧ください。一番上に書いております総務費から 3 ページのご案内している災害復旧費につきまして、この表の一覧のとおり所要額をそれぞれ補正するものでございまして、歳出の詳しいものは、各課が説明します。続いて、資料 4 ページをご覧ください。第 2 表の債務負担行為の補正でございますが、表の事項欄に明示しておりますが、一番上にお示しする地方公務員の改正に伴う職員の定年延長等に係る例規整備支援業務に係る委託のほか、先ほど議案第 47、失礼しました、74 号から第 79 号までに掲げる公の施設の指定管理業務の委託につきまして、この表に定めるそれぞれの期間に応じて契約締結することとなりますので、それぞれ所要額を債務負担行為の限度額として設定するものでございます。続いて、右の資料 5 ページをご覧ください。第 3 表の地方債補正でございます。今回の補正におきまして、地方債の補正に関わるものは、先ほど申し上げたとおり 9 月補正で予算措置しました公共土木施設等の災害復旧事業につきまして、起債の適用が可能となったため、所要の財源更生に合わせて、この一覧のとおり災害復旧事業債の限度額を増額して対応するものでございます。地方債の補正は、以上でございます。それでは第 1 条の歳入歳出予算の補正につきまして、担当課からご説明申し上げるところでございますが、総務課財政担当部分につきまして、先

んじてご説明をさせていただきます。おそれいります、15 ページ、16 ページをご覧ください。歳出の補正の関係でございますが、総務費の総務管理費におきます財産管理費におきまして、普通財産等管理事業の委託料としまして、旧 JR 滝山川橋梁撤去に係る測量費 170 万 9 千円を計上するほか、その下でございますが、財政調整基金管理事業における基金への積立金として 52 万 5 千円ほど計上しているところでございます。総務課財政担当につきましての補正につきましては、以上でございます。よろしくお願いたします。

○中本正廣議長

長尾総務課長。

○長尾航治総務課長

はい、それでは各担当課より詳細についてご説明申し上げます。まず、財政担当以外の総務課の担当のご説明でございます。まず全体につきましては、職員給与費について予算の組替えを行わせていただいております。こちらに関しましては、職員の異動、また、時間外の増加に伴うものでございまして、特別会計も合わせ、これについては、組替えという形をとらせていただいております。ページに関しまして、15 ページ 16 ページをお開きください。総務費、諸費でございます。防犯対策事業といたしまして、108 万 9 千円計上させていただきました。こちらに関しましては、先んじてご提案を議員のほうからいただきました、町内の防犯カメラの設置事業でございます。町内 3 カ所に設置を予定しております。山崎の交差点、戸河内インターチェンジ付近、加計スマートインターチェンジ付近の防犯カメラの設置を考えております。ページが若干飛びまして、大変恐縮です。ページ 25 ページ、26 ページをお開きください。9 款消防費、真ん中のあたりでございます。防災費、工事請負費としまして防災減災備蓄事業、255 万 2 千円を計上させていただきます。こちらに関しましては、後ほど説明がございしますが、このたび安野出張所が移転することに伴いまして、そちらに設置をしております河川監視カメラを新たに移転するための経費でございます。総務課からは以上でございます。

○中本正廣議長

二見企画課長。

○二見重幸企画課長

はい、企画課のほうから補正予算のお願いをさせていただきます。歳出 15、16 ページをお願いいたします。下段の枠でございます。総務費、企画費、企画政策費のまち・ひと・しごと創生事業、役務費及び負担金補助及び交付金を増額計上させていただきます。まず役務費、2 万 6 千円ですが、こちらは人材育成・交流センターの火災保険料に要する費用でございます。また負担金でございますが、同施設の上下水道加入負担金が、159 万 5 千円、下水道加入負担金が 20 万円を計上させていただきます。その下段の、まち・ひと・しごと創生臨時交付金事業でございます。250 万円の増額をお願いするものでございます。こちらにつきましては、貸し切りバス利用促進助成事業を実施し、貸し切りバスの運行事業者の支援を行うものでございます。現在、令和 2 年度からの繰り越し予算を活用して、助成事業自体は実施しておりますが、今回増額をさせていただき、貸し切りバスを利用したうえで、町内の宿泊を伴うもの、体験活動を伴う旅行の場合は補助率や上限を拡充することと考えております。バス事業者以外の町内観光事業者にも波及するようにつなげていきたいと考えております。こちらの予算で 25 件から 30 件のバス貸し切りの支援を行いたいと考えております。この事業と合わせまして、24 ページの商工費にございます中小企業支援事業、それから観光施設管理事業の財源といたしまして、歳入ページの 9、10 ページの最下段にございます新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、こちらの国の交付金を活用して、これらの事業を展開したいと考えております。以上でございます。

○中本正廣議長

伊賀健康福祉課長。

○伊賀真一健康福祉課長

はい、それでは、健康福祉課のほうから補正のお願いをいたします。ページのほうは、17 ページ、18 ページのほうをお開きください。中ほどにございます子育て世帯臨時給付金給付事業でございます。こちらにつきましては、本年度令和 3 年度の子育て世代への臨時特別給付金ということで、先行給付分について今回計上させていただいているものでございます。人数的には 598 名の 5 万円分ということで、ここでは計上させていただきます。その下、老人福祉管理事業におきまして、35 万 3 千円、需用費と負担金補助及び交付金をあげておりますが、こちらにつきましては、地域支援センター、さらにはデイサービスセンターふれあいの漏水工事でありますとか、またエレベーター等の修繕にかかります費用、さらには当初でお願い、可決していただきましたタクシー助成、こちらの方が 9 月末で終了いたし



ましたので、そちらの実績に伴います補助の減額分を計上させていただいております。その下段にございます老人ホーム措置事業、こちら 200 万円ほど委託料のほうを計上しております。こちらは措置をしております入所者が、お二人ほど増えたということもございましたので、措置委託料の増額分を今回計上させていただいております。1 枚めくっていただきまして、19 ページ、20 ページのほうをご覧ください。こちら中ほど、児童福祉総務費におきまして、児童手当給付事業で、214 万円ほど計上しております。需用費が 6 千円、委託料が 213 万 4 千円でございますが、こちらにつきましては、来年 4 月 1 日から児童手当法の一部改正に伴いまして、システム改修にかかります委託料のほうを計上しているものでございます。続きまして、下段の生活保護費の事業のほうに入ります。生活保護総務管理事業で、19 万 8 千円ほど計上しておりますが、こちらは生活保護事業に関します指導監査によって、県のほうからレセプト点検の内容に是正が必要だという指摘がありました。これにより既存のシステムの機能をですね、バージョンアップすることによって、レセプト点検が適正に行われるようシステムを改修するための委託料でございます。その下、生活保護費給付事業でございますが、こちらについては、現在、本町におきましては 17 名の方を生活保護を受給しておりますけれども、なにぶん高齢者の方が多く、入院とかですね、それから人工透析等々にかかります医療扶助がかなりかさんでおります。現在におきましては、医療扶助そして介護扶助、生活扶助等が不足すると見込まれるため、今回 800 万ほどの扶助費を増額するようお願いするものでございます。続きまして、21 ページ、22 ページのほうをお開きください。衛生費のほうでございます。こちら中ほどにございます疾病予防事業で 1682 万 9 千円ほど予算のほう計上しております。こちらにつきましては、新型コロナワクチン接種、3 回目の接種にかかります費用でございます。報償費については、健康被害の調査委員会を設置するための費用、接種券等をお送りするための役務費として 14 万 3 千円、そして新型コロナワクチンの専用のコールセンターを継続するための委託料とさらには、3 回目の接種券を作成するための委託料等で 1525 万 8 千円、さらには負担金といったしまして、こちらは県が一括で作っておられます相談センターのほうへの町の負担金の増額でありますとか、ワクチン接種におきます病院の人材確保にかかる負担金として、総額 133 万 8 千円を計上するものでございます。健康福祉課からは以上です。

○中本正廣議長

上手住民課長。

○上手佳也住民課長

はい、おそれいます、17 ページ、18 ページにちょっと戻っていただきたいと思います。下から 2 番目になります、後期高齢者医療事業特別会計操出金 118 万円 3 千円の減額でございますが、こちらはあの、保険基盤安定事業費の削減に伴い操出金の減額をするものでございます。その下の身体障害者福祉医療費給付事業の償還金 163 万 7 千円とその次のページ、19、20 ですが、上から 2 番目の乳幼児医療費給付事業 62 万 5 千円、同じ表の一番下、ひとり親家庭等医療費給付事業 22 万 8 千円でございますが、これはそれぞれ、前年度の福祉医療事業費の確定に伴いまして、過大に交付を受けておりました県補助金を償還するため、償還金の増額をお願いするものでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

森脇衛生対策室長。

○森脇泰衛生対策室長

おそれいます、衛生対策室のほうから説明させていただきます。21 ページ、22 ページのほうをお開きください。下段のほうになります。衛生費です。そちらのごみ処理費のほうで、全額で 927 万 6 千円増額をお願いしております。内訳につきましては、役務費、委託料、備品購入費とございますが、まず委託料のほうにつきましては、可燃ごみの処理委託を広島市さんのほうをお願いをしておったわけですが、ご存じのように安佐南工場の火災が発生しまして、今年の 2 月から 8 月いっぱいまでは、隣の北広島町の芸北広域のきれいセンターのほうに処理をお願いしておりました。で、緊急で受け入れをしていただいたわけですが、今年度広島市さんのトン当たりの処理単価というのが、17,480 円であったわけですが、それで予算を計上しておったわけですが、それが搬入が不可能になったということがありまして、今度は芸北広域さんのほうをお願いしたところ、処理単価が、35,900 円ということで、まあ倍よりも少し高い金額になってしまいまして、その分につきまして、委託料が不足したものをこちらのほうで補正をお願いしとるものでございます。その次の備品購入費につきましては、ポックルくろだおの施設のほうで使用しておりましたホイールローダー、機械があるんですけども、これがあの 25 年経過しまして、とうとうエンジンのほうが壊れてしまって、もう動かないと、動かさない状況に至りましたので、今回購入をお願いするものでございます。で、上の役務費につきましては、そのホイール

ローダーにかかる保険料の金額でございます。衛生対策室からは以上でございます。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい、商工費でございます。ページ 23、24 ページをお願いいたします。中小企業支援事業と観光施設管理事業の補正でございます。新型コロナウイルス感染症拡大に伴う外出自粛などで、直接影響を受けている宿泊事業者に対して支援するものでございます。売上減少している町内の宿泊事業者に対し、売り上げが 20%以上減少している事業者を対象に、今年度 4 月から 9 月までの光熱水道費の経費 4 分の 3 を 200 万円を限度として補助するものでございます。中小企業支援事業者については、民間宿泊事業者、観光施設の管理事業につきましては、指定管理事業者、それぞれに 559 万 1 千円、400 万補正するものでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

武田建設課長。

○武田雄二建設課長

はい、失礼いたします。建設課から補正の説明をさせていただきます。歳出の 23、24 ページをご覧ください。上段でございます。農林水産業費の農業施設整備補助事業でございます。こちらの補助金です。台風 9 号、お盆前後の長雨の災害でございます。こちらのほうで国庫補助の対象の事業とならないものをですね、災害復旧以外の事業の補助金として対応いたしました。その不足のため、補助金 100 万円の増額をお願いしたいと思います。続きまして、同ページの下段、8 款の土木費です。こちらの道路維持管理事業、工事請負費です。こちら先ほど同様の非災害でございます。こちら通行の確保のため、倒木処理や維持修繕の対応のため予算不足になりました。そちらの補正ということで、工事請負費 520 万円の増額をお願いするものです。続きまして歳出の、25、26 ページ。上段 2 段目をご覧ください。住宅費のほうでございます。こちら需用費の修繕料でございます。昨年の成人式前後の長期の大雪に伴いまして、町営住宅の軒又は雨どいの破損が、相当、想定以上に発生いたしました。そちらの対応を新年度早々に行わせていただきました。そのため冬季におきましての給湯器などの破損の対応の不足が発生をしております。する予想でございます。こちら修繕料、104 万円の増額補正をお願いいたします。続きまして、歳出の 27、28 ページをとりませんが、こちらいずれも災害復旧事業となります。こちら先ほどの台風 9 号、8 月の長雨に被災いたしました各施設となります。まず、公共土木災害施設、災害復旧でございます。こちらのほう、大きなものとしたしましては、工事請負費におきまして増額補正を 5276 万円をお願いするものでございます。続きまして、その下でございます。農林水産災害復旧費、こちら委託料でございます。農地 3 か所を施工するものでございますが、こちら委託料が、51 万 8 千円不足してございます。こちらの増額補正をお願いするものです。ページ 29、30 ページ。上段でございます。農業用施設災害復旧費。こちら農業用施設の河川内の災害でございます。河川内へ設置されております農業用水路の災害でございますが、こちら河川増水により詳細な調査ができず、若干報告が遅れましたので、そのため調査の委託料が若干増え、従いまして、135 万 1 千円の増額補正をお願いするものです。林道につきましては、財源更生となります。以上です。よろしく申し上げます。

○中本正廣議長

金升加計支所長。

○金升龍也加計支所長

失礼します。加計支所分の補正のお願いをいたします。おそれいります、15 ページ、16 ページに戻ってください。総務管理費、5 番出張所費です。4 月 1 日の安野出張所、安野郵便局への移転をめざしましての補正のお願いです。負担金補助金、154 万円。これが郵便局舎の改装費用に関わります加計支所分の負担です。委託費 22 万 7 千円。これは本庁とパソコンを繋ぐんですが、その LAN ケーブルの引き込みです。役務費 8 万円。これは、結構重量のあります金庫を、現在の JA 安野店舗から安野郵便局に運搬する費用でございます。以上です。

○中本正廣議長

瀬川教育課長。

○瀬川善博教育課長

19、20 ページをお願いいたします。民生費、児童福祉施設費、中段にあります児童福祉施設事業償還金、5 万円の増額の補正をお願いするものでございます。放課後児童クラブ施設利用にかかります、令和 2 年度事業費確定に伴いまして、国庫補助金を返還させていただくものでございます。続きまして、25

ページ、26 ページをお願いいたします。下段学校管理費、小学校管理事業でございます。上殿小学校の児童が、戸河内小学校への通学に要する経費として、200 万円の増額をお願いするものでございます。需用費ですが、制服、体操服など、在校生分の新しい制服等の購入経費として 100 万円を計上させていただくものでございます。備品購入費ですが、児童、教職員数の増に伴い新たに必要となる学校用の備品の購入経費として、100 万円の計上をさせていただいておるところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

以上で説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。大江議員。

○大江厚子議員

えーと、たった今の説明の上殿小が戸小へまあ行くということで、需用費で制服費、あるいは体操服の購入費用ということですが、これはだから在校生全員と新入生もですか。新入生は、新たに購入ということ。だから、現 1 年生から 5 年生まで全員ということなんですね。で、こういう措置は、だからあの制服がある学校への転校とか編入というか、統合については、全てそういうことをされていたということですか。

○中本正廣議長

瀬川教育課長。

○瀬川善博教育課長

最近ではですね、安芸太田中学校。戸河内中学校、筒賀中学校が一緒になったときにも、このような対応をさせていただいておまして、在校生分について、体操服、基準服というか、そういったものを統一して購入させていただいておるものでございます。以上です。

○中本正廣議長

よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。佐々木道則議員。

○佐々木道則議員

1 点ほど、確認をさせていただきます。20 ページの生活保護の管理事業。先ほどあの、システム改修、これはまあわかるとしても、レセプトの点検の是正ということでシステム改修をされるわけでしょうが、これ、今までの遡って返還ということは出てこないの。是正に関して。是正だけで済むのであればそれでいいと思うんですが、いわゆる是正ということは何かあって是正なんだろうから。それに伴う返還とかいうことは起きてこない。

○中本正廣議長

伊賀健康福祉課長。

○伊賀真一健康福祉課長

はい、ただいまの質問につきまして、県からの指導は確かに受けましたけれども、是正に伴う補助金等の返還はございません。

○中本正廣議長

はい、よろしいですか。ほかにありますか。はい、角田議員。

○角田伸一議員

はい。2 点ほど伺います。総務費の出張所費。先ほど安野出張所移転関係。まあ局舎改装負担金として説明がありました。これ、事業主体がどこになるのか。事業費総額がいくらになるのか。そして負担割合がいくらになるのか。説明をお願いをしたいと思います。それともう 1 点は、28 ページになります。災害復旧費の公共土木施設災害復旧費です。工事請負費としてですね、5276 万円。数件の災害復旧工事が予定をされております。これから積雪も予想される時期での工事になろうかと思いますが、年度内の完了は大丈夫なのでしょうか。以上、お答えをお願いします。

○中本正廣議長

金升加計支所長。

○金升龍也加計支所長

はい、失礼します。まず、安野出張所の負担金なんですが、これはあの、出張所としてお借りするスペースとですね、給湯室へ向かう動線の確保ということの改装費になります。負担割合なんですが、これは全て町が負担をします。工事費ではあるんですけども、工事費ということで計上するとですね、うちのほうが発注するようなことになりますので、もう郵便局のほうが、指定をした工事店がございまして、そこが工事を行います。以上です。

○中本正廣議長

武田建設課長。

○武田雄二建設課長

はい、災害復旧事業の発注と完了の見込みということでございますが、本日もですね、まだ災害査定を実施しております。来週もまだあの林道と公共施設については、まだ査定がもう1週残って、それで全て町内の災害復旧の査定は終了いたします。ですが、発注につきまして、極力年内、年度内発注をさせていただいて、完成に努めたいと思っておりますが、場所によってはちょっと完成の見込みがないところもございます。それについてはですね、通行の関係するものについては、通行できるように、土砂だけ撤去させていただいて、通っていただくだとか、安全を確保して。農業施設につきましては、農繁期に間に合うように対応したいと考えております。以上です。

○中本正廣議長

ほかに質疑はありますか。はい、小島議員。

○小島俊二議員

はい。16 ページの普通財産管理事業で滝山橋梁の測量の話なんですけど、今年度測量、来年度実施設計。5年、6年で撤去工事ということなんですけど、現在1年ごとに河川占用の申請を出されるところだと思います。それが、5年、6年に工事をすることによって、河川事務所への申請が今までと期間とか変わってくる可能性があるのかどうか。その1点だけ。

○中本正廣議長

三井総務課主幹。

○三井剛総務課主幹

はい、現在河川占有の分については、1年単位で占有をいただいておりますが、まあ私共としましては、従来通りの3年に1回というふうなもどしていただきたいとお願いをしてるところではございまして、現在国土交通省の太田川河川事務所の中では、その我々の要望を踏まえて対応をするということで、検討をいただいている最中でございますので、またその結果については、またお知らせをさせていただきます。よろしくお祈いします。

○中本正廣議長

ほかに質疑はありますか。はい、9番、矢立議員。

○矢立孝彦議員

えーとページで言えば、25ページ、6ページですかね。小学校の管理事業の関係です。この件についてはですね、会期中に来年度の、まあ、大変強い意欲を示していただきました橋本町長のほうからですね、教育大綱を学識経験者ととも策定をしたいと、力強い宣言をいただきましたけれども、大いに期待したいと思っております。それから、全員協議会のほうではですね、上殿小学校の扱いについては、休校という形で、教育委員会のほうに、まあ諮ってみると、審議してみるとということで、教育長のほうからご報告をいただきました。大変あの今期の定例会の中ではですね、そういう一定の方向が示されたということで、今後大いに期待をしたいというふうに思いますけれども、先ほど教育課長からですね、大変適切な表現の説明がございました。戸河内小学校に上殿小学校が通学するための費用、という説明がありましたね。これ、大変適格な説明だなあと、表現だなあと思いましたけれども、この内訳についてはですね、合計200万円。管理事業、先ほど少しありましたが、もう少しちょっと詳しくですね、内訳について、ご報告を願いたいと思っております。

○中本正廣議長

瀬川教育課長。

○瀬川善博教育課長

先ほどの需用費の中の部分の制服、まあ作業服、在校生分とございましたが、体操着とありましたが、今の1年から5年生は、だいたい一緒になりますと51名分の予算を需用費の中で100万ほど計上させていただいております。（100万）はい。そして備品購入費ですが、基本的には、今ある上殿小学校のものをですね、戸河内小学校に持っていくものもありますが、新しく、先ほど児童、また教職員の事務用であったり、机がですね、結構傷んでおるものもありますので、それで新しく購入するとか、そういった形のをですね、そういった備品を揃えてですね、備品を購入するとう形で100万円ほど。机、いす、そして教壇、また教材用という形でいま100万円ほど計上させていただいております。以上です。

○中本正廣議長

矢立議員。

○矢立孝彦議員

えーまあ、この費用についてはですね、現状の動向からすれば、まあ妥当であろうというふうに思いますね。えー今回の件についてはですね、現状については、地域の分断、あるいは世代間の対立、住民相互の疑心暗鬼等々についてはですね、特に上殿地域については、自治会役員に対する様々な思い。保護者に対する様々な思い。町、教育委員会に対する激しい、厳しい思い。地元の議員に対するものもあるでしょう。そういった中でですね、かなり混乱をいたしておりますので、今後ですね、町長あるいは教育長においてはですね、この混乱の事態収拾について、早急に先ほどの教育大綱、あわせて学区外でなく、学区内に通学する形になりますけれども、そういった混乱含めてですね、特に不信、不満、に対する事態収拾については、どういうふうに収拾されようとしておられますか。教育長と町長、少し触れてください。

○中本正廣議長

二見教育長。

○二見吉康教育長

まずはこれから準備委員会も開き、その中に地域の方、保護者の方も交えて進めていくわけですが、その準備委員会の中でのやりとりの中でもですね、できるだけ信頼を回復できるような、また、二つの学校が一緒になりますので、同校の地域の皆さんが、きずなをつくっていけるような取組をしていきたいと思っております。合わせて、これまでも複数の学校が一緒になった地域については、その年度からいわゆるコミュニティスクール、学校運営協議会を立ち上げて、広いコミュニティをまとめていく役割の会でございますが、これらを上殿、戸河内を含めた形で設置させていただきたいと思っておりますし、重ねて、残る筒賀小学校についても、同じくコミュニティスクールを設置して、新年度では、全ての学校が、コミュニティスクールが完了できるような取組を、中からそれぞれの地域の皆さんのきずなを深め、学校への支援体制を強化していく、そういう取組を考えてまいりたいと思っております。以上でございます。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

続いて私のほうからも一言申し上げたいと思っております。一般質問の中でも取り上げていただいたとおり、今回の学校適正配置の関係についてはですね、我々なりにまあ子どもさん方の環境を整えたいということで、取組をさせていただきましたが、結果として、拙速であったというようなご指摘もいただいております。その点については、改めて我々としても至らないところがあったという思いを持っております。その上で、今後について、先ほど、教育長もお話をさせていただいたとおり、教育委員会の立場としては、より良い、子どもさん方にとってはより良い、教育環境を整えるということだと思っておりますが、私としては、その間にもお話をさせていただいた今後の教育の在り方について、しっかりと取組をさせていただく。あるいは、ま、上殿小学校の今後のえー、扱いと言いますか、今後の方向性について、これを真摯に地域の皆さんとしっかりと議論をさせていただきながら、進めさせていただきたいということだと思っております。また一方で、従来から地域の皆さんと私自身がしっかりとお話をするという場として、地域懇談会を進めておりました。今年度からは、はしもトークというふうに名前を変えておりますが、これから上殿地域でもそういった場を作らさせていただき予定でございますので、引き続き地域の皆さんとできる限り協議をさせていただきながら、ご不満やあるいはこれからの地域活性化についてのご意見をですね、受け止めさせていただきながら、対応させていただきたいと思っております。以上でございます。

○中本正廣議長

ほかに質疑はありませんか。影井議員。

○影井伊久美議員

すみません。先ほどの学校管理費、25 ページで一番下段でございます。えーと先ほど制服に 51 名分とおっしゃいましたけれども、休校でも新しくされるのでしょうか。確認です。

○中本正廣議長

園田教育次長。

○園田哲也教育次長

はい、ただいま申しさせていただいた分の件なんですけど、基本的には小学校ですので、更新と、新しくというか基本基準服というのを着ていただいているような形になっております。で、基本的には全員のまあ更新するというような形になりますと説明をしたところでございますが、全員でなくて、基本的に

は、上殿小学校が戸河内小学校に行くことによってですね、戸河内小学校の制服、基準服であるとか、制服であるとか、またジャージ、あの体操服等をですね、引き継ぐという形のもの基本になってくると思います。そのところで、やはり同じところですね、合わせていくというのがあります。ただまあ、戸河内も上殿も年度途中でですね、あの学年の途中でジャージのとか、体操服とかの仕様が変わったりしておりますので、そのところは今後調整するという形ではありますが、基本のところは、上殿小学校の児童の人数分。在校生のというかたちでございますが、一部、戸河内小学校と合わせるということで、仕様を合わせる必要が出てくるところもあろうかというところで考えているところです。以上です。

○中本正廣議長

二見教育長。

○二見吉康教育長

すみません、ちょっと訂正します。あの、今修学旅行にも行っておりますけど、基準服を着て行っておりますが、町内全部同じ基準のものを持っておりますので、考えているのは、上殿小学校の在校生のジャージ、体操服等ですね、戸河内小学校のカラーと揃えるような形で新調させていただくということで、新一年生は、どの学校も負担していただくということで、訂正させていただきます。以上です。

○中本正廣議長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 80 号、令和 3 年度安芸太田町一般会計補正予算（第 4 号）を起立により採決します。議案第 80 号については、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって、議案第 80 号、令和 3 年度安芸太田町一般会計補正予算（第 4 号）は、原案のとおり可決しました。

---

日程第 12 議案第 81 号

日程第 13 議案第 82 号

日程第 14 議案第 83 号

日程第 15 議案第 84 号

○中本正廣議長

日程第 12 議案第 81 号、令和 3 年度安芸太田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）から、日程第 15 議案第 84 号、令和 3 年度安芸太田町病院事業会計補正予算（第 3 号）までの 4 件についてを一括議題といたします。議案の説明は、終わっておりますが、追加説明があれば受けます。

上手住民課長。

○上手佳也住民課長

はい、議案第 81 号、令和 3 年度安芸太田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について、ご説明を申し上げます。このたびの補正は、歳入歳出の総額に、歳入歳出それぞれ、2857 万 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ 9 億 4003 万 1 千円と定めるものでございます。事項別明細書の 8 ページ、9 ページをお願いします。一番上からご説明をさせていただきたいと思います。国保運営管理事業、5 万 5 千円でございます。こちらにつきましては、マイナンバーカードが保険証利用できるようになっております。こちらのほうのですね、申請のサポートをさせていただくための費用でございます。こちらにつきましては、全額国庫補助で対応させていただきます。その下の高額療養費支給事業費の 1 千万、その次の段、葬祭費支給事業の 30 万円でございますが、こちらはそれぞれ、これまでの支給実績に伴

いですね、今後ちょっと不足が生じるおそれがありますので、補正をさせていただくものでございます。その下の国民健康保険基金管理事業、1642万4千円。こちらにつきましては、過年度の検診事業の県費負担金の追加交付、24万6千円と、前年度繰越金、1617万8千円、これを足したものを国民健康保険基金のほうに積み立てをさせていただくものでございます。その次のページでございます。10ページ、11ページ、償還金、179万8千円でございますが、こちらは、過年度の県補助とかですね、そういったものを過大に受けていたものを、返還するために償還金として計上するものでございます。財源は、基金のほうで対応させていただきます。

続いて、議案第82号でございます。令和3年、安芸太田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）でございます。このたびの補正でございますが、歳入歳出予算の総額に、それぞれ455万8千円を追加しまして、予算の総額をそれぞれ、1億6102万5千円と定めるものでございます。このたびの補正でございますが、保険基盤安定基金繰入金の減額と、前年度繰越金の精算を行いまして、それぞれこちらのほうを後期高齢者の納付金の事業費として計上させていただくものでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

伊賀健康福祉課長。

○伊賀真一健康福祉課長

はい、失礼します。議案第83号 令和3年度安芸太田町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明いたします。今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ22万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を1891万2千円と定めるものでございます。事項別明細書、8ページ、9ページをご覧くださいますように、介護予防事業にあたります職員の時間外手当等に対します、職員給与費の増に伴うものが、今回の性格でございます。以上です。

○中本正廣議長

栗栖病院事務長。

○栗栖香織病院事務長

はい、失礼いたします。病院事業のほうから、令和3年度安芸太田町病院事業会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。今回の補正は、町からの依頼に基づき、新型コロナワクチン3回目の接種体制強化を図るためです。第2条によります収益的収入及び支出の予定額を、それぞれ112万1千円補正するとし、合計19億6973万円と定めるものでございます。第3条につきましては、議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第8条中（1）職員給与費でございます。112万1千円を補正するとし、計11億8501万7千円とするものでございます。第4条につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保補助金として、112万1千円を町の一般会計から、病院事業に受けるものでございます。次、1枚めくっていただきまして、こちらの1ページについては、説明資料となります。実施計画について、ご説明をいたします。3条予算、収益的収入及び支出の欄、収入につきましては、補助金として112万1千円を計上し、下の段におきまして、支出においては、医業費用、給与費について計上しているものです。次のページ、2ページ、こちらのほうは給与費明細書の総括表でございます。3ページが、アとしまして、会計年度任用職員以外の職員となっております。給与費、こちらの方が手当の欄ですね、そういうふうにな下の欄に時間外勤務手当となっております。次のページが、こちらが、イとしまして、会計年度任用職員のほうです。こちら給与費としまして、報酬、52万8千円を計上しております。最後のページ、5ページ目です、A4横となります。収益的収入及び支出で、個別の明細でございます。収入として、医業外収入、補助金、国庫補助金として112万1千円。下の段におきまして、支出として、給与費、手当と報酬というふうになそれぞれをあげております。以上で説明を終わります。

○中本正廣議長

以上で説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。9番、矢立議員。

○矢立孝彦議員

議案第84号ね。病院関係。の関係について、少しご報告をください。今回については、看護師さんの関係、コロナの関係について、体制整備の費用ですね。いうことで、前提としてですね、設置者の町長のほうからもご報告がございましたけれども、家庭の事情で管理者さんの異動、あるいは、信頼厚い先生の退任ということで、かなりあの病院の内部体制がですね、心配するところでございますが、そういう中で、一点今回の予算に出ておりますように、看護師さんの確保の状態、状況ですね、そういった状況を少し報告をください。それから、もう一点は、事務長のほうからですね、現状を少し触れていた

だいて、そういう医師の異動があった中で、かなりあの皆さん方が動揺しておられるんじゃないかというように、わたしはまあ想像するわけですが、一定期間、できればですね、半年なり一年ぐらいはですね、内部の体制を整えたり、あるいは人間関係の再構築とかですね、様々なまあいわゆる落ち着かせ期間、というのが必要ではないかのとは、いうように推察をしますけれども、場合によっては、予定をしておられるような事業、例えば、病院の改革プランの関係とかですね、それも大変重要でございますけれども、一定期間については、繰り延べて体制あるいは内部状況の安定化についての期間が必要ではないだろうかというように思いますけれど、まず、病院の事務長のほうからご報告を、そういうに事務的な方向の中からですね、どう考えておられるかについて、ご報告、ご説明をください。それから、追加で、せっかくの機会ですから、町長のほうからですね、そういった大局に立ったそういう安定化に対するお考え、所見についてですね、ご報告をいただければと思います。以上です。

○中本正廣議長

栗栖病院事務長。

○栗栖香織病院事務長

はい、失礼いたします。看護師の確保について、採用のほうも公募をずっと続けております。今年度、会計年度任用職員として、希望してくださる方、来年度4月1日から採用の方、試験等しまして3名の方、そして現在、奨学金を借り受けてくださって来年度は2名の方、入っていただきますので、来年度に向けては、5名の新規採用を予定しております。また会計年度任用職員として、ほかに看護助手も募集しておりますし、介護福祉士も継続して募集をかけているところです。はい。申し訳ございません。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

改めて病院全体の運営について、ご指摘をいただきました。触れていただきましたように、大変残念なことに11月末で、病院の管理者が退任をされたということ、さらにはまた大変信頼の厚い現場の先生も一人、これまた退任されたということで、町民の皆さんもですね、ご心配をおかけしているのではないかと、その点は反省をしているところでございますが、改めてそうは言いながらも、皆さんに信頼いただける、あるいは頼っていただく病院を引き続き運営していくためにですね、あの今議員ご指摘のようなことも含めて、対応させていただきたいと思っております。病院の改革プランについてもですね、議論は続けているところでございますが、国から示されるガイドラインが、まだ示されていないということもありますもんですから、少しあのスピード感も調整をさせていただきながら、まずは病院の中が、内部体制も含めてですね、落ち着いて仕事ができるように体制を組まさせていただく、その点についてはきちんと考えながらですね、対応させていただければと思っております。ご指摘ありがとうございます。

○中本正廣議長

矢立議員。

○矢立孝彦議員

質問趣旨はですね、いずれにしてもまあいろいろ町民の方もですね、ご心配をなさっておられるというようなこともありますので、そこらあたりを最優先でですね、病院の関係の内部あたり、事務的なこと、それから職員体制の融和等々についてですね、少し余裕をもってね、取り組んでいただいて、まあ働き方改革のこともあつたりしますが、過度な職員負担がですね、生じないようにですね、これ設置者、あるいは新管理者とですね、十分協議をされて推進をされたいという趣旨でございますから、ひとつ、十分にですね対応させていただきたいというふうに思います。以上です。

○中本正廣議長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。採決は、議案第81号から、議案第84号までについてを別々に行います。

議案第81号、令和3年度安芸太田町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)を起立により採決します。議案第81号については、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって、議案第81号、令和3年度安芸太田町国民健康保険事業特別会計補正予算



(第2号)は原案のとおり可決しました。

議案第82号、令和3年度安芸太田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)を起立により採決します。議案第82号については、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって、議案第82号、令和3年度安芸太田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決しました。

議案第83号、令和3年度安芸太田町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)を起立により採決します。議案第83号については、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって、議案第83号、令和3年度安芸太田町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決しました。

議案第84号、令和3年度安芸太田町病院事業会計補正予算(第3号)を起立により採決します。議案第84号については、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって、議案第84号、令和3年度安芸太田町病院事業会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決しました。

---

## 日程第16、議案第85号

○中本正廣議長

日程第16、議案第85号、令和3年度安芸太田町一般会計補正予算(第5号)を、議題とします。追加議案として、提出者から説明を求めます。橋本町長。

○橋本博明町長

はい、続きまして追加議案の提案説明をさせていただきます。議案第85号、令和3年度安芸太田町一般会計補正予算(第5号)。令和3年度安芸太田町一般会計補正予算第5号は、歳入歳出それぞれ、3050万円の増額を定めるものです。今回の補正は、子育て世帯臨時特別給付金給付について、国の柔軟な方針転換に伴い、子育て世帯への給付金を、クーポン配布を現金給付に変更するとともに、先行給付分と合わせて一括給付するために必要となる事業費を増額するものでございます。詳細については、担当課長より説明をさせます。

○中本正廣議長

伊賀健康福祉課長。

○伊賀真一健康福祉課長

はい、失礼します。それでは、歳出のほうの事項別明細6ページ、7ページのほうを、あ、すみません、失礼いたしました。8ページ、9ページのほうをお開きください。今回補正をさせていただきますのは、子育て世帯の臨時特別給付金の給付事業におきまして、先行で、先ほど議案80号で可決をしていただきました、先行給付分に合わせまして、追加給付分としてさらに5万円、これを現金で、そして先行給付分と合わせまして一括でそれぞれ対象となります世帯のほうに、お金のほうをお渡しするというかたちで今回補正をさせていただくものでございます。さらには、昨日の全員協議会のほうでもご説明をさせていただきましたように、対象となります児童手当受給、また16歳から18歳までの高校生のいらっしゃる世帯のみならず、児童手当に準じております所得、950万円という所得基準を撤廃して、町内のお子様いらっしゃる世帯へ、全世帯へ今回の給付金を適用させるべく、今回、給付金については、予算のほうへ追加で計上させていただいているものでございます。歳入については、さし向きの費用がございませんので、町の財政調整基金を取り崩させていただいて、町独自分と合わせてですね、先行してまずそれを財源に充てさせていただくものでございます。説明は以上です。

○中本正廣議長

以上で説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありますか。大江議員。

○大江厚子議員

えーと、あのさっきの第80号、一般会計の補正予算第4号が、12月10日に上程されたということで、

そして、今日、追加予算でということですけど、一つはだから所得制限を撤廃して追加の人を入れるということと、あと 5 万円を今回合わせてということですが、えっと、5 万円を合わせてというのは、今回の方針が、それが出たからというのはわかるんですけど、所得制限の撤廃ということにつきまして、まあ私も所得制限の決め方については、矛盾があると思っていますので、あの賛成なんですけど、それにしてもえっと、6 日ぐらいの間になぜそういうあの、そういう方針になったのかということと、なぜ所得制限を撤廃しようということにされたのか、その 2 点をお願いします。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい、えーと給付の方法といいますか、ご質問いただきました。あの私共補正予算第 80 号ですね、提出させていただいたときには、もちろん国の方針にしたがって、まずは 5 万円を給付させていただく、その時にはそのあと、その残りについては、クーポンです配布をするということでしたので、当然それに向けて、対応してきたところでございますが、まあ特にここ最近、あの総理の予算委員会での質問も含めてですね、かなり柔軟な対応をとっても良いと、しかも自治事務ということで改めて指示をいただいているところでございまして、そういった観点から考えますと、あの町民の皆さんにとって一番使いやすく、しかもこの話が始まる前からこの給付金については、何とか早めに出してほしいといったお問い合わせもいただく中でですね、できるだけ早く出すべきではないかという思いがありましたもんですから、加えて、たまたま本町の場合には、こうして議会を開催中にそういった総理のお話もあったもんですから、こうやって議員の皆様にもご相談ができる。さらには職員もそういった町民の皆さんからの声を受けてですね、これはぜひ迅速にお届けをしたいということで、作業をかなりまあ前倒しで取り組む中でですね、そういうことであればぜひ、間に合う形で、一番町民の皆さんに喜んでいただける形で、お出ししたいということで、10 万円一括給付ということを改めて今回提案させていただいたところでございます。なおあの、所得制限のお話もございました。まああの私自身も特にあの未成年に対するこういった支援はですね、やはりあの本来であれば保護者の状況に左右されることなく、一律同じ形で本来やるべきものではないかなあと、いうふうに思っておりました。とりわけ本町においては、少子高齢化が進む中で、子どもたちというのはまさに希望でございまして、そういった意味でも分け隔てなく、こういった仕組みというのは、取組というのはやっぱり進めていきたいと思っております。ただそうは言いながらも、政策目的に合わせる、あるいは財源的な問題もあって、様々な制限を課すということ、それは我々自身もやっているところでございますので、否定はしないんですが、今回政府のほうから提案された所得制限というのは、調べてみますと本町においては、600 人程度、対象者がおられるわけですが、その 1%に過ぎなかったですね。果たしてそういう国からの制限があったのはあったんですが、わずかに 1%を区切って、あるいは外して施策を実施することが、本当に適切なかということ。それから本町としてやはりあの、特にあの市内の方々と比べてですね、本町の中で子育てをされている方のことを考えた時には、例えば通学は遠距離になるとか、あるいは広島市内に通学をされるということで、市内で子育てをされている方々以上に、負担が大きいのではないかとということも併せて考えた結果ですね、やはり今回ある意味、同じクラスでもらう子とそうでない子がいるというような分断を取るような施策をするよりは、町としてはですね、ぜひ子どもたちについては本当に分け隔てなく支援をしたいという思いもございまして、今回の所得制限については、町独自の財源を充てて、撤廃をさせていただくという方向で提案をさせていただいております。またこの考え方については、町民の皆様にもご理解をいただけるのではないかとこの思いで、ご提案をさせていただいているところでございます。以上です。

○中本正廣議長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第 85 号、令和 3 年度安芸太田町一般会計補正予算（第 5 号）を起立により採決します。議案第 85 号については、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって、議案第 85 号、令和 3 年度安芸太田町一般会計補正予算（第 5 号）は、

原案のとおり可決しました。

---

日程第 17、発委第 3 号

○中本正廣議長

日程第 17、発委第 3 号、被爆者認定の審査基準の改定に関する意見書の提出についてを議題といたします。提出者より、提案理由の説明を求めます。5 番、末田議員。

○末田健治総務常任委員会委員長

発委第 3 号、被爆者認定の審査基準の改定に関する意見書の提出について。安芸太田町議会会議規則第 14 条第 2 項の規定により、上記の議案を別紙のとおり提出する。令和 3 年 12 月 16 日。提出者、総務常任委員会委員長、末田健治。安芸太田町議会議長、中本正廣様。提案理由でございます。本町では多くの「黒い雨」に遭った方々が被爆者健康手帳の交付申請を行い、認定手続きの開始を待ち望んでいるため、国は内閣総理大臣談話に責任を持ち、高齢となった被爆者に寄り添い、被爆者認定審査基準の改定に必要な措置を早急に講じられることを強く要望し、意見書を提出しようとするものである。なお、町におかれても国や県に対して、積極的な働きかけをされ、取り組まれることを申し添える。提出先は、内閣総理大臣、厚生労働大臣宛てであります。意見書については、別紙のとおりでございます。省略をいたします。以上です。

○中本正廣議長

以上で、総務委員会委員長、末田健治委員の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発委第 3 号、被爆者認定の審査基準の改定に関する意見書の提出についてを起立により採決します。発委第 3 号については、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって、発委第 3 号、被爆者認定の審査基準の改定に関する意見書の提出については原案のとおり、意見書を提出することに決定しました。

---

日程第 18 閉会中の継続審査

○中本正廣議長

日程第 18、閉会中の継続審査について議題とします。総務常任委員会委員長から、陳情第 16 号、陳情第 17 号、陳情第 18 号について、閉会中の継続審査をしたいとの申し出があります。おはかりします。陳情第 16 号、陳情第 17 号、陳情第 18 号については、閉会中の継続審査とすることに、ご異議ありませんか。

(異議のなしの声)

異議なしと認めます。したがって、陳情第 16 号、陳情第 17 号、陳情第 18 号については、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

---

日程第 19 閉会中の継続調査

○中本正廣議長

日程第 19、閉会中の継続調査についてを議題とします。各常任委員長及び、議会運営委員長から、閉会中の所管事務継続調査を行いたいとの申し出があります。

おはかりします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることに、ご異議ありませんか。

( 異議なしの声 )

異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることに決定しました。

おはかりします。本定例会に付された事件は、すべて終了しました。したがって、会議規則第 7 条の規定によって、本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

( 異議なしの声 )

異議なしと認めます。したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

ここで、閉会にあたって、町長から発言の申出がありますので、これを許可します。橋本町長。

○橋本博明町長

はい。令和 3 年第 7 回定例会の閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。議員各位におかれましては、去る 10 日の開会以来、慎重なるご審議をいただき、本定例会に提出をいたしました一般会計補正予算はじめ各議案につきまして、適切な議決を賜りましたこと、こころより感謝を申し上げます。本年はあの新型コロナウイルスもございました。またあの夏には大雨、災害もありました。大変な年ではございましたけれども、その中でもなんとか町民の皆さんの安心、安全、生活を支えるために頑張ってきたつもりでございます。今後とも職員一同、全力で職務に邁進してまいりますので、議員各位の引き続きのご指導、ご助言を賜りますようよろしくお願い申し上げます。結びになりましたが、皆様におかれましては、新年お揃いで、健やかに迎えいただきますよう祈念申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。この 1 年間誠にありがとうございました。

○中本正廣議長

以上で、町長の発言を終わります。これで会議を閉じ、令和 3 年第 7 回 安芸太田町議会定例会を閉会します。

○河野茂事務局長

ご起立願います。一同互礼。

閉会

午後 4 時 39 分

